



塩竈市高齢者等配食サービス事業について

心身の障がいや疾病などで調理が困難な高齢者等に、市が委託した事業者が食事を自宅まで配達します。

栄養バランスのとれた食事の提供のほか、配達時に安否確認も併せて行います。

《事業の対象となる方※》

- ① おおむね65歳以上の一人暮らしの方
- ② おおむね65歳以上の高齢者のみの世帯の方※
- ③ 40歳～64歳の方で、特定疾病と認められる方※

※配偶者または同居者に障がいまたは疾病があり、食に関する支援を受けることが困難な方。

上記の①～③のいずれかに該当し、

- ・心身の障がいおよび疾病等の理由により、食事の調理が困難で栄養改善が必要な方
- ・75歳以上で認知機能の低下等により見守りが必要な方、又は栄養改善が必要な方

■回数

- ・ **週2回**まで（月～金曜日から希望日を選択）※年末年始を除く
- ・ 昼食 または 夕食 のいずれかを選択

■費用

- ・ 弁当1食に対して、市が380円を助成します。
- ・ 差額分を直接業者へお支払ください。



〈委託業者〉

- | | |
|----------------|-----------------|
| ① 宅配クック123 仙塩店 | 電話：022-766-8941 |
| ② ライフデリ 仙台・仙塩店 | 電話：022-290-9929 |
| ③ 愛さんさん宅食 | 電話：022-366-8813 |

問い合わせ先

塩竈市高齢福祉課地域支援係（塩竈市本町1-1 壺番館1階）
電話：022-364-1204

※サービス利用の流れは裏面をご確認ください。

《サービス利用の流れ》



【相談】

- 窓口または電話にて、利用者本人の基本情報を確認。
- 該当となりそうな場合、後日、担当職員が自宅訪問により、利用者本人の生活状況について調査もしくは調査票、ケアプランの提出により状況を確認する。



※相談～申請まではお時間がかかりますので予めご了承ください

【サービスの申請および決定】

- 調査の内容を総合的に判断し、サービスの可否を決定する。
- サービス利用が該当の場合⇒「高齢者等配食サービス決定通知書」を送付
- サービス利用が非該当の場合⇒「高齢者等配食サービス却下通知書」を送付



【サービスの利用】

- 月～金曜日まで、週1～2回、昼食又は夕食のどちらかを選択
- 年末年始（12月29日～翌年1月3日までの間）を除く

【サービスの変更】

- 利用者の状況が変化した、曜日を変更したい、業者を変更したい等の理由によりサービス内容を変更する場合は、「高齢者等配食サービス変更申請書」を提出する。
※メニュー変更の場合は、変更申請不要。直接事業所へ連絡する。
- 申請の内容を確認し、サービス内容の変更の可否を決定する。
- 変更が可能⇒「高齢者等配食サービス変更通知書」を送付

【サービスの終了・中止】

次のいずれかに該当する方は、翌日から利用できないため「高齢者等配食サービス異動届」を提出する。

- (1) 利用者が死亡または転出（施設への入所等）
- (2) 長期（1か月以上）の入院
- (3) 利用対象者の条件を満たさなくなった
- (4) その他何らかの理由で中止を希望する